

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の3第1項の規定に基づく届出があったため、同法同条第5項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成30年9月5日

1 届出者の住所、名称及び代表者の氏名

- (1) 住 所 福島県双葉郡大熊町夫沢字北原22
- (2) 名 称 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所
- (3) 代表者の氏名 所長 磯貝 智彦

2 施設の所在する水域の範囲

福島県双葉郡大熊町大字夫沢地先及び同郡双葉町大字細谷地先大芋沢四等三角点より方位角35度19分の方角1,443mの地点を基点とし、この基点より方位角90度00分の方角193mの地点、同地点より方位角180度00分の方角295mの地点、同地点より方位角168度30分の方角172mの地点、同地点より方位角128度30分の方角468mの地点、同地点より方位角39度02分の方角55mの地点、同地点より方位角107度39分の方角96mの地点、同地点より方位角123度30分の方角82mの地点、同地点より方位角213度30分の方角192mの地点、同地点より方位角235度30分の方角510mの地点、同地点より方位角270度00分の方角150mの地点、同地点より方位角179度29分の方角3mの地点、同地点より方位角242度45分の方角153mの地点、同地点より方位角270度00分の方角34mの地点を順次結ぶ直線と陸域とによって囲まれた水域。

3 当該届出により変更しようとする内容

(1) 施設の種類、規模及び構造

① 水域施設

種類	変更前	変更後
航路	対象船舶	対象船舶
	貨物船 総トン数 3,500GT以下	同左
	幅員 80m~90m	幅員 同左
	水深 4.9m	水深 同左
泊地	延長 60m~65m	延長 同左
	面積 118,458m ²	面積 115,445m ²
	水深 5.6m	水深 同左

② 係留施設

種類	変更前	変更後
岸壁 (物揚場①)	規模	規模
	対象船舶	対象船舶
	台船 載貨重量 3,500DWT以下	同左
	延長 230.14m	延長 203.6m

岸 壁 (物揚場②)	(大型船用 190.14m、 小型船用 40.0m)	(大型船用 143.6m、 小型船用 60.0m)
	水深 4.9m (TP-5.60m)	水深 同左
構造	タイロッド式鋼管矢板、上面アスファルト舗装 (厚 10cm)、棧橋式 (鋼管杭 φ1,200mm・t=14mm、鋼管杭 φ1,100mm・t=12mm)、上面コンクリート舗装 (厚 10cm)	同左
防舷材	ゴム防舷材 (型式V型 300H×3,000L) 36基	防舷材 ゴム防舷材 (型式V型 300H×3,000L) 31基
係船柱	鋳鋼製曲柱 25t 1基 鋳鋼製曲柱 35t 8基 鋳鋼製曲柱 50t 1基 鋳鋼製直柱 50t 4基	係船柱 鋳鋼製曲柱 25t 同左 鋳鋼製曲柱 35t 7基 鋳鋼製曲柱 50t 同左 鋳鋼製直柱 50t 同左
係船環	(M型 φ16mm、D120mm、SUS304) 5基	係船環 同左
		規模
		対象船舶
		載貨重量 3,500DWT 以下
		延長 116.0m
		水深 4.5m (TP-5.23m)
		構造
		重力式コンクリートブロック、上部コンクリート
		防舷材 ゴム防舷材 (型式V型 300H×3,000L) 22基
		係船柱 鋳鋼製曲柱 35t 5基

4 水域施設の船舶許容能力及び係留施設の係留能力

(1) 係留施設の係留能力

種類	変更前	変更後
岸 壁 (物揚場①)	大型船用 190.14m区間 対象船舶 台船 載貨重量 3,500DWT 以下 全 長 60m~65m 型 幅 (船 幅) 20m~24m 型 深 (上甲板) 3.0m~9.0m 満 載 吃 水 2.9m	大型船用 143.6m区間 同左

岸 壁 (物揚場②)	係 留 隻 数	1 隻	小型船用 60m区間 同左 大型船用 116.0m区間 对 象 船 舶 台船 載貨重量 3,500DWT 以下 全 長 60m~65m 型 幅 (船 幅) 20m~24m 型 深 (上甲板) 3.0m~9.0m 満 載 吃 水 2.9m 係 留 隻 数 1 隻
	小型船用 40m区間		
	对 象 船 舶		
	作業船 総トン数 17GT 級以下		
	全 長	12.69m	
	型 幅 (船 幅)	5.5m	
	船 深	1.7m	
	満 載 吃 水	1.1m	
	係 留 隻 数	2 隻	

5 当該届出に係る施設の工事の開始及び完了の予定期日

開 始 平成30年10月 1日

完 了 平成34年 1月26日